



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヤングケアラーと家族の貧困 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	亀山, 裕樹
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第16308号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95241
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	KAMEYAMA_Yuki_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（教育学） 氏名：亀山 裕樹

主査 准教授 佐々木 宏
審査委員 副査 教授 辻 智子
副査 准教授 上山 浩次郎
副査 教授 斎藤 真緒（立命館大学産業社会学部）
副査 名誉教授 松本 伊智朗

学位論文題名 ヤングケアラーと家族の貧困

本論文は、近年の日本において問題が顕在化し、支援策が講じられつつあるヤングケアラー問題をとりあげ、家族内で子どもが過度なケア負担を強いられるメカニズムを、家族の貧困に着目しつつ明らかにしたものである。なお、本論文におけるヤングケアラー問題とは、家族内でケアを担う 18 歳未満の子ども、すなわちヤングケアラーが過度なケア負担によって健康を損ねたり、教育や社会参加において困難に直面したりすることを意味する。また、ここでいうケアは介護、家事やきょうだいの世話、感情面のサポートなどを含む広義のケアを指す。

本論文では、ヤングケアラーに関わる国内外の先行研究を批判的に検討し、なぜヤングケアラーはケアをしない選択肢をとる（ケア負担を引き受けない、あるいは放棄する）ことが困難なのかを、家族の貧困に着目して検討するという研究課題を設定している。

この課題に取り組むために、本論文では、三種類の調査データに基づく分析が行われている。第一は「北海道・札幌市子どもの生活実態調査」（2021 年から 2022 年にかけて北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床センターほかが実施）における中学 2 年生・高校 2 年生の子どもとその保護者の個票データの分析である。第二は、子どもと同居しながら障害や病気のある家族員のケアを担った経験のある母親 30 名を対象にした聞き取り調査（2023 年から 2024 年にかけて著者が実施）の結果の分析である。第三は、子どもの頃に家族内でケアを担った経験のある者 7 名を対象にした聞き取り調査（2021 年に著者が実施）

の結果の分析である。

「北海道・札幌市子どもの生活実態調査」の個票データを使った分析では、ケアを要する家族員がいる子どものみに対象を限定し、ヤングケアラーか否かを目的変数としたロジスティック回帰分析を行い、その結果、ケアを要する家族員がいるという条件を揃えてもなお、経済的に困窮した家族で子どもがケアを担いやすいことを確認している。

30名の母親への聞き取り調査の結果分析では、母親が生活、就労、ケア遂行において様々な不利や困難に直面しながら家族内でのケア負担をやりくりするなかで、母親が子どもに対して直接的に期待するかどうかにかかわらず、子どももそのケア負担のある部分を担っていることが明らかにされている。

子どもの頃に家族内でケアを担った経験のある者7名への聞き取り調査の結果分析では、家族内でのケア分業のプロセスを、利害が一致せずかつ不均衡な権力関係にある家族員間の交渉と捉えた上で、その交渉において子ども（子どもの頃の調査対象者ら）は、家の貧しさ、親にとってのケアと就労の両立困難、そして自らがケアを担わない場合に家族がさらに経済的に困窮する可能性等を認識しながら、その対処としてケアを担っていたことを明らかにしている。

以上の結果をふまえ著者は、ヤングケアラー問題の背景には貧困があること、貧困家族で育つ子どもはケアをしない選択肢をとることが容易ではない構造の中におかれていることを指摘した上で、彼らを過度のケア負担から解放するための条件を整理し、結論としている。

審査委員会が評価した本論文の意義は以下の点である。本論文は、貧困によって子どもが家族のケア分業に組み込まれていくプロセスを、豊富なデータを使って動態的に明らかにしている。このことは、過度のケア負担を担う子どもの問題を貧困と十分に関連付けてこなかった日本のヤングケアラー研究や支援実践の発展に貢献するものとなる。また、貧困研究では現在、家族内での諸資源や負担の配分をめぐる交渉において、女性や子どもが被る不利への関心が高まっているが、本論文の知見はこうした関心に応答しているという点でも貴重である。さらに、本論文が提示する家族内ケアをめぐる諸事実は、介護保険制度が成立して以降、ケアの社会化が課題とされている日本の社会保障や社会政策に関する研究や、人間にとってのケアの意味をめぐる哲学や倫理学研究にも参照されるべき知見である。

なお、審査において本論文では、家族における女性や子どもへのケア負担の偏在に影響を与えていると思われる家族やジェンダーに関わる規範への言及が少ないことが課題として指摘されたが、このことは著者の今後の研究課題と考えられる。

よって、審査委員会は著者が北海道大学博士（教育学）の学位を授与される資格があるものと認める。

以上